

平成17年度

島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱

島根県教育委員会  
松江市教育委員会

# 目 次

募 集 -----	1
1．応募資格	
2．入学定員	
出願の制限 -----	1
入学者選抜の基本的事項 -----	3
中学校における出願手続 -----	4
高等学校の事務処理 -----	9
出願及び選抜に関する手続一覧表 -----	10
推薦入学 -----	12
1．実施する学校・学科	
2．募集人員	
3．出 願	
(1)出願資格	
(2)出願期間	
(3)出願手続	
4．面接・作文・実技検査	
5．選 抜	
6．合格通知	
7．その他	
一般選抜 -----	14
1．募集定員	
2．出 願	
(1)入学願書等の提出	
(2)出願期間	
(3)県外居住者の出願	
(4)特別志願許可の取扱い	
(5)自己申告書の提出	
(6)志願の辞退	
3．学力検査	
(1)問題の作成	
(2)出題の方針	
(3)実施期日及び教科とその配点	
(4)検査場	
(5)学力検査実施上の留意事項	
4．帰国生徒等の取扱い	
5．選抜要領	
6．松江市内の県立高等学校全日制課程普通科の通学区指定に伴う出願についての特別措置	
中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜実施要項（特別選抜） -----	24
島根県立高等学校スポーツ推進指定校推薦入学実施要項（スポーツ特別推薦） -	26
島根県立高等学校通学区規程（抄） -----	28
松江市立女子高等学校の通学区区域に関する規則 -----	28
島根県立高等学校定時制課程第2次募集要項 -----	29
島根県立高等学校通信制課程の入学者選抜 -----	30
口頭による開示請求 -----	31
面接実施要領 -----	32
様式各号 -----	33

平成17年度島根県公立高等学校(全・定)入学者選抜関係日程表

月	日	曜	事 項	月	日	曜	事 項
1	9	日		2	19	土	
	10	月	(成人の日)		20	日	
	11	火	↑		21	月	↑
	12	水			— 推薦入学・特別選抜・スポーツ特別推薦	22	
	13	木	願書受付期間		23	水	— 第1志望・第2志望
	14	金	↓		24	木	学力検査受検票交付期間
	15	土			25	金	↓
	16	日			26	土	
	17	月	↑		27	日	
	18	火			28	月	
	19	水			1	火	
	20	木			2	水	
	21	金	— 学区外(地域外)公立高等学校		3	木	
	22	土	入学志願許可願受付期間		4	金	
	23	日		5	土		
	24	月		6	日		
	25	火	推薦入学・特別選抜・スポーツ特別推薦合格通知	7	月		
	26	水	×	8	火	学力検査(国、数、社、英、理)	
	27	木		↑	9	水	面接等
	28	金			10	木	
	29	土	— 第1志望校・第2志望校願書、県外公	11	金		
	30	日	立高等学校入学志願許可書等受付期間	12	土		
	31	月		13	日		
	2	1	火	各種調査報告書の提出 —	14	月	
		2	水		15	火	
		3	木		16	水	
		4	金	↓	17	木	
		5	土		3	18	金
		6	日		19	土	
		7	月	↑	20	日	(春分の日)
		8	火		21	月	(振替休日)
9		水		22	火	↑	
10		木		23	水		— 定時制課程第2次募集願書受付期間
11		金	(建国記念の日)	24	木	↓	
12		土	— 県外居住者等特別志願許可の取扱い期間	25	金		
13		日		26	土		
14		月		27	日		
15		火		28	月	定時制課程第2次募集作文・面接検査等実施	
16		水	↓	29	火		
17		木			30	水	
18		金		31	木	定時制課程第2次募集合格発表	

# 平成17年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱

島根県教育委員会  
松江市教育委員会

平成 17 年度島根県公立高等学校（島根県立高等学校及び松江市立女子高等学校。以下「高等学校」という。）入学者選抜は、この要綱の定めるところによる。

## 募 集

### 1. 応 募 資 格

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 平成 17 年 3 月中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第 63 条の規定に該当する者

### 2. 入 学 定 員

別途公示する。

## 出願の制限

1. 高等学校入学志願者（以下「志願者」という。）は、「島根県立高等学校通学区域規程」（昭和 25 年島根県教育委員会規則第 1 号。以下「通学区域規程」という。28 ページ参照）及び「松江市立女子高等学校の通学区域に関する規則」（平成 12 年松江市教育委員会規則第 5 号。28 ページ参照）の定めるところにより、保護者の居住地の学区に所在する高等学校に出願しなければならない。

ただし、学区外の高等学校に出願する者については、次の(1)又は(2)に、県外からの志願者については、(3)に定めるところに従う。

(1) 学区外の高等学校に入学を志願する者で、正当と認められる特別な理由がある場合（「通学区域規程」第 3 条第 2 項第 2 号に該当する者）

学区外（地域外）公立高等学校入学志願許可願（様式第 5 号）を志願先の高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

(2) 学区外の高等学校に入学を志願する者で、前項(1)に該当しない場合（「通学区域規程」第 3 条第 2 項第 1 号に該当する者）

学区外志願者としての扱いを受ける。

(3) 県外に居住する者で、本県の高等学校へ入学を志願する場合

正当と認められる特別な理由のある者又は県内に居住している確かな身元引受人（原則として、志願者の親族等である祖父母、おじ、おば）のある者は出願することができる。いずれの場合にあっても、この(3)「県外居住者の出願」に示すところに従って出願しなければならない。

ない。

なお、身元引受人が親族等でない場合、当該高等学校長は、県立高等学校にあっては、県教育委員会と、松江市立女子高等学校にあっては、松江市教育委員会と協議の上で、身元引受人を認めて出願を許可することができる。

ただし、身元引受人による県外居住者の出願にあっては、身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて、 の出願の制限に従うと共に、合格者の決定は の3によるものとする。

## 2. その他の制限

- (1) 松江市及び八束郡に保護者の居住地のある者が、松江市内の県立高等学校全日制課程普通科に入学を志願するときには、次の表に掲げる通学区に従い出願しなければならない。

### 松江北高等学校・松江南高等学校・松江東高等学校通学区

	保護者の居住地
松江北高等学校	松江市立第一中学校区、松江市立第三中学校区 松江市立湖北中学校区、鹿島町立鹿島中学校区
松江南高等学校	松江市立湖南中学校区、松江市立第四中学校区のうち松江市立古志原小学校区、松江市立湖東中学校区のうち松江市立大庭小学校区、東出雲町立東出雲中学校区、八雲村立八雲中学校区、玉湯町立玉湯中学校区、宍道町立宍道中学校区
松江東高等学校	松江市立第二中学校区、松江市立第四中学校区のうち松江市立津田小学校区、松江市立湖東中学校区のうち松江市立竹矢小学校区、松江市立本庄中学校区、島根町立島根中学校区、八束町立八束中学校区、美保関町立美保関中学校区

- (2) 松江市内に保護者の居住地のある者が、市内の県立高等学校全日制課程理数科に入学を志願するときには、保護者が大橋川以北に居住する場合は松江北高等学校、大橋川以南に居住する場合は松江南高等学校に出願しなければならない。

## 3. 志願者は希望により、第1志望校及び第2志望校の2校まで出願することができる。

ただし、本校とその分校を併願している者については、本校、分校併せて1校として取り扱うものとする。

## 4. 松江市及び八束郡に保護者の居住地のある者が、理数科と普通科を、松江北高等学校、松江南高等学校及び松江東高等学校のいずれか2校にわたって出願するときには、 の6「松江市内の県立

高等学校全日制課程普通科の通学区指定に伴う出願についての特別措置」に従い出願しなければならない。

5. 松江市及び八束郡以外に保護者の居住地のある者が、松江北高等学校、松江南高等学校及び松江東高等学校に入学を志願する場合、2校にわたって出願することはできない。

6. 松江市立女子高等学校に出願する場合、納付する受検料（入学検定料及び学力検査料）については、松江市立女子高等学校の示すところによる。

## 入学者選抜の基本的事項

1. の1の(2)によって出願した者（学区外志願者）については、当該志望学科の入学定員の5%以内において合格者を決定するものとする。

2. 次の表に掲げる高等学校全日制課程普通科（分校を除く）については、それぞれの欄に示す地域外からの志願者について、その合格者をそれぞれの高等学校の全日制課程普通科の入学定員のおおむね8%（学区外からの合格者を含む）に制限するものとする。

地域外から志願する者で正当と認められる特別な理由がある場合は、学区外（地域外）公立高等学校入学志願許可願（様式第5号）を志願先の高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、地域内志願者としての扱いを受ける。

学校名	地 域
安来高等学校	安来市
松江北高等学校	松江市及び八束郡
松江南高等学校	松江市及び八束郡
松江東高等学校	松江市及び八束郡
出雲高等学校	出雲市及び簸川郡
大田高等学校	大田市、邇摩郡及び簸川郡（多伎町に限る）
浜田高等学校	浜田市及び那賀郡
益田高等学校	益田市

3. の1の(3)によって出願した者で、身元引受人による出願をした者については、当該志望高等学校の入学定員内で、原則として4名以内において合格者を決定するものとする。

ただし、入学定員内において4名を超えて合格者を決定しようとする場合は、当該高等学校長は、県立高等学校にあっては県教育委員会と、

松江市立女子高等学校にあっては松江市教育委員会と協議の上、合格者を決定することができるものとする。

なお、身元引受人の居住地と異なる学区等の高等学校に出願した場合は、 の1及び2の取り扱いを受ける。

## 中学校における出願手続

1. 中学校長は、志願者の出願手続きを、10、11 ページの出願及び選抜に関する手続一覧表に定めるところに従って処理しなければならない。

### 2. 個人調査報告書（様式第2号）の作成

#### (1) 作成の手続

ア. 個人調査報告書を作成するに当たっては、公正を期するため、学級担任だけで作成することなく、中学校ごとに個人調査報告書作成審査委員会（以下「委員会」という。）を設けて慎重に審議する。

イ. 委員会の委員は、原則として、校長、教頭、進路指導主事、学級担任及び必要な教員をもって組織する。

ウ. 委員会で検討する重点事項は、学習の記録、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録、行動の記録、諸活動の記録、総合所見及び特記事項等である。

エ. 長期欠席などにより学習の記録欄、特別活動の記録欄等について記入できない部分がある場合には斜線を引き、その理由を中学校長副申書（様式第20号）に記述し、添付する。

オ. 特殊学級又は特殊教育諸学校の生徒で、特別の教育課程で教育を受けている生徒が受検する場合は、学習の記録、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録、行動の記録及び諸活動の記録等のそれぞれの記入可能な部分については記入する。記入が不可能な欄がある場合には、生徒指導要録の写しを添付する。

#### (2) 「学習の記録」欄の評価

##### ア. 評価のための資料

学習の成果を評価する場合については、多くの客観的な資料を基礎にして、公正で的確な評価を行うこと。

##### イ. 評価の方法

評定に当たっては、学習態度や技能などの面の評価結果も十分に考慮すること。

個人調査報告書の「学習の記録」欄の評定は、各学年とも5段階とする。そのうち、第1学年と第2学年については生徒指導要録に記載した評定を転記し、第3学年については学習指導要領に示す目標を実現しているかどうかの評価である絶対評価とする。

##### ウ. 各教科の観点別評価

各教科の観点別評価については、5 ページに示す観点ごとに第3学年の第1学期と第2学期を総合して評価する。その際、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとする。

教科	観 点	教科	観 点
国 語	1 国語への関心・意欲・態度	美 術	1 美術への関心・意欲・態度
	2 話す・聞く能力		2 発想や構想の能力
	3 書く能力		3 創造的な技能
	4 読む能力		4 鑑賞の能力
	5 言語についての知識・理解・技能	保 健 体 育	1 運動や健康・安全への関心・意欲・態度
社 会	1 社会的事象への関心・意欲・態度		2 運動や健康・安全についての思考・判断
	2 社会的な思考・判断		3 運動の技能
	3 資料活用の技能・表現		4 運動や健康・安全についての知識・理解
	4 社会的事象についての知識・理解	技 術 ・ 家 庭	1 生活や技術への関心・意欲・態度
数 学	1 数学への関心・意欲・態度		2 生活を工夫し創造する能力
	2 数学的な見方や考え方		3 生活の技能
	3 数学的な表現・処理		4 生活や技術についての知識・理解
	4 数量、図形などについての知識・理解	外 国 語	1 コミュニケーションへの関心・意欲・態度
理 科	1 自然事象への関心・意欲・態度		2 表現の能力
	2 科学的な思考		3 理解の能力
	3 観察・実験の技能・表現		4 言語や文化についての知識・理解
	4 自然事象についての知識・理解	音 楽	1 音楽への関心・意欲・態度
音 楽	2 音楽的な感受や表現の工夫		2 表現の能力
	3 表現の技能		3 理解の能力
	4 鑑賞の能力		4 言語や文化についての知識・理解

(3) 「選択教科の記録」欄の評価

中学校生徒指導要録の評価の方法に従い、第2学年、第3学年の評価を3段階で評定する。その際、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとする。

(4) 「特別活動の記録」及び「行動の記録」欄の評価

ア．評定は、学級の各教科担任及び生徒会活動等の指導関係者に、それぞれの項目について評定した資料の提出を求め、その資料と学級担任の判定をあわせて、学級担任が原案を作成する。

イ．作成された原案は、委員会において十分検討の上、決定する。

ウ．「特別活動の記録」欄の評価については、「特別活動の内容、趣旨及び評価の観点」(6ページ)を参照し、第3学年の特別活動における生徒の活動について、各内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合を とする。

エ．「行動の記録」欄の評価については、「行動の記録の評価項目及びその趣旨」(6ページ)を参照し、第3学年の各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、各項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合を とする。



特別活動の内容、趣旨および評価の観点

内 容	趣 旨	評価の観点
学級活動	話し合いや係の活動などを進んで行き、学級生活の向上やよりよい生活を目指し、諸問題の解決に努めるとともに、現在及び将来の生き方を幅広く考え、積極的に自己を生かしている。	1. 関心・意欲・態度 2. 思考・判断 3. 技能・表現 4. 知識・理解
生徒会活動	委員会の活動などを進んで行き、全校的な視野に立って、学校生活の向上や他のためを考え、自己の役割を果たしている。	
学校行事	全校や学年の一員としての自覚をもち、集団や社会における自己の役割を考え、望ましい行動をしている。	

行動の記録の評価項目及びその趣旨

項 目	趣 旨
基本的な生活習慣	自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
健康・体力の向上	活力ある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に努めている。
自主・自律	自分で考え、的確に判断し、自制心をもって自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。
責任感	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
創意工夫	探究的な態度をもち、進んで新しい考えや方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	だれに対しても思いやりと感謝の心をもち、自他を尊重し広い心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・ 自然愛護	進んで自然を愛護し、自他の生命を尊重する。
勤労・奉仕	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度がとれ、差別や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公德心	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国の文化や伝統を大切にし、国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。

(5) 「総合的な学習の時間の記録」欄の評価

第3学年の総合的な学習の時間について、評価等を行う。

ア.「学習活動」の欄は、総合的な学習の時間において行った学習活動を記入する。

イ.「観点」の欄は、指導の目標や内容に基づいて各中学校が具体的に定めた評価の観点を記入する。

ウ.「評価」の欄は各中学校が定めた評価の観点のうち、生徒の学習状況の顕著な事項についてその特徴を記入し、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記入する。

(6) 個人調査報告書の記入

個人調査報告書の記入に当たっては、7、8ページの記入要領を参照すること。

個人調査報告書の記入要領

項目	記入方法
一般的注意事項	<p>1．個人調査報告書上欄の第1志望用、第2志望用のいずれかを で囲む。 ただし、第2志望用は赤で囲むこと。</p> <p>2．印欄（二重線の枠内）は、中学校では記入しない。</p> <p>3．併記してある事項は、該当事項を で囲む。</p> <p>4．記載に当たっては、明確な文字・数字を用いる。ゴム印やワードプロセッサ等によって記入してもよい。</p> <p>5．記載事項がない場合や記載できない場合は、空欄としないで斜線を引く。</p> <p>6．上欄の志望校欄は、第1志望校、第2志望校（第2志望校のある者）ともに学校名及び学科名を記入する。</p>
学習の記録欄	<p>1．教科の評定は、各学年とも5段階とする。 第3学年については、第1学期と第2学期の成績を総合して評定したものを記入する。 また、過年度の卒業生については、中学校生徒指導要録に記載した評定をそのまま転記する。</p> <p>2．合計欄には、学年ごとの各教科の評定の計及びその3か年の総計を記入する。 ただし、一部教科の評定がない場合、あるいは県外中学校卒業見込（卒業）者又は中途において県外から転入した者で5段階以外の評定による場合には、その学年の合計及び3か年の総計は、（ ）で囲み記入する。</p> <p>3．観点別評価は、それぞれの観点ごとに、該当する記号（A、B、C）を で囲む。</p>
選択教科の記録欄	<p>1．選択した教科すべてを で囲む。</p> <p>2．第2学年、第3学年の評価について各学年で選択した教科の評定を総合的に3段階で評定し、該当する記号（A、B、C）を で囲む。 過年度の卒業生については、中学校生徒指導要録に記載した評定に基づき、これに準ずる。</p>
行特別活動の記録欄	<p>特別活動の記録欄及び行動の記録欄は、 の2の(4)による の評価をA、無記入をBに読み替えて、A、Bの記号で記入する。 過年度の卒業生についても、これに準ずる。</p>

項 目	記 入 方 法
の 特 別 活 動 の 記 録 欄 の 事 実 欄	第3学年での特別活動について、主な活動状況を文章表現により記入する。
の 行 動 の 記 録 欄 の 事 実 欄	第3学年での学校生活全体にわたって見られる生徒の行動について、比較的優れている点などを文章表現により記入する。
の 総 合 的 な 学 習 の 時 間 記 録 欄	第3学年について、この時間に行った学習活動及び指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点を記載した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況の顕著な事項についてその特徴を記入し、生徒にどのような力が身に付いたかを文章表現により記入する。
欠 席 の 記 録 欄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．欠席日数は必ず記入する。この場合、第3学年（卒業見込者）については、第2学期末までの集計を記入する。</li> <li>2．年間10日以上欠席日数を持つ者については、欠席の理由を具体的に記入する。</li> </ol>
総 合 所 見 欄	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他の学校生活全体にわたって認められる生徒の長所を積極的に取り上げ、文章表現により記入する。
諸 活 動 の 記 録 欄	顕著な活動について取り上げ、具体的事実を箇条書きで記入する。
特 記 事 項 欄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．健康について特記すべき事項がある場合には記入する。</li> <li>2．下記事項等のうち、具体的事実について箇条書きで記入する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病気、転校、災害等が学習に及ぼした影響</li> <li>・ 特に顕著な変化があった場合は、その理由</li> <li>・ 休学（時期、事由等）</li> <li>・ 卒業後の動静（過年度の卒業生のみ）</li> <li>・ 学習の記録欄の評定が相対評価である場合</li> </ul> </li> </ol>

### 3. 中学校卒業見込（卒業）者成績一覧表（様式第9号）の記入

- (1) この一覧表は、中学校長が卒業見込者全員及び県内公立高等学校を受検する過年度卒業生について記入し、第1志望高等学校長に提出する。なお、県外中学校卒業見込（卒業）者についてもこれに準ずるが、卒業見込者全員の成績一覧表の作成が不可能なときは、所属する学級の一覧表をもってこれに代用することができる。
- (2) 氏名欄は、第3学年の学級順にし、出席簿の番号順に記入する。  
ただし、過年度卒業生にあつては、卒業見込者の末尾を一行あけて記入し、記載の順序は年度の古い者からとする。
- (3) 県内公立高等学校を受検しない者については、氏名欄に氏名を書かないで、出席簿の番号を記入し（例 1組5番は、0105）志望欄には斜線を引く。  
進路種別欄は、県外国立・県外公立・私立・各種学校・就職又は家庭と記入し、国立工業高等専門学校を受検する者は、学校名を必ず記入すること。  
なお、県内高等学校通信制課程の志願者については、家庭（通信）と記入する。
- (4) 特殊学級の生徒で出願した者については、この一覧表の欄内末尾に付記して、当該生徒の氏名と第1志望を記入し、進路種別欄に特殊学級と記入すること。  
また、出願しない者については、前項(3)に準じて記入する。ただし、評定が記入困難な者については省略することができる。

### 4. 市町村合併に伴う指導要録の取扱いについて

提出書類において、市町村合併に伴い訂正の必要があるときは、平成16年11月9日付島教義第712号「市町村合併に伴う指導要録の取扱いについて」通知によること。

## 高等学校の事務処理

高等学校長は、選抜にかかわる事務を次の一覧表に定めるところに従って処理する。

なお、県教育庁高校教育課長あてに提出するものについては、封筒の表に「入学者選抜関係書類 在中」と朱書すること。

# 出願及び選抜に関する手続一覧表

期 日	項 目	提出書類		作成者		提出先	部数	参照頁	備考		
		様式	名 称	内 容	中 学 校					高 等 学 校	
12月3日(金)まで	入学願書・募集要項等の準備			求める生徒像等及び面接等を実施する場合は評価の観点を各高等学校の募集要項に明記する。		入学願書・募集要項等の印刷					
1月11日(火) 1月14日(金) 12時まで	推薦入学出願受付	第1号	調査票	・入学願書(推薦入学) ・調査票 (それぞれの高等学校所定のもの)	それぞれの高等学校所定の入学願書を使用すること。この場合、入学願書に添付されている受検票の該当欄も記入すること。その際、調査票を添付すること。	志願者(保護者)は中学校長を経由して提出する。	左について受付し、収入証紙の消印をする。	推薦入学志願先 高等学校長	各1	12	・願書及び調査票はそれぞれの高等学校に請求する。 ・各高等学校は、受検票を1月17日(月)以降において、契印のうえ交付する。
	推薦入学各種調査報告書の提出	第2号	中学校長推薦書(それぞれの高等学校所定のもの)		中学校長		推薦入学志願先 高等学校長	1	中学校長推薦書はそれぞれの高等学校に請求する。		
		第3号	個人調査報告書		中学校長		推薦入学志願先 高等学校長	1	用紙は、様式をA4判で複製し、使用する。		
		第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表	卒業見込者全員について、評定別の人数を記入する。ただし、特殊学級の生徒は除くこととする。	中学校長		推薦入学志願先 高等学校長	1	用紙は様式を複製し、使用する。		
	中高一貫教育(連携型)の入学者選抜(特別選抜)出願受付	第1号	調査票	・入学願書(特別選抜) ・自己報告書 (それぞれの高等学校所定のもの)	それぞれの高等学校所定の入学願書を使用すること。この場合、入学願書に添付されている受検票の該当欄も記入すること。その際、自己報告書を添付すること。	志願者(保護者)は中学校長を経由して提出する。	左について受付し、収入証紙の消印をする。	中高一貫教育(連携型)入学者選抜志願先 高等学校長	各1	24	・願書及び自己報告書はそれぞれの高等学校に請求する。 ・各高等学校は、受検票を1月17日(月)以降において、契印のうえ交付する。
	スポーツ推進指定校推薦入学(スポーツ特別推薦)出願受付	第1号	調査票	・入学願書(スポーツ特別推薦) ・調査票 (それぞれの高等学校所定のもの)	それぞれの高等学校所定の入学願書を使用すること。この場合、入学願書に添付されている受検票の該当欄も記入すること。その際、調査票を添付すること。	志願者(保護者)は中学校長を経由して提出する。	左について受付し、収入証紙の消印をする。	スポーツ推進指定校推薦入学(スポーツ特別推薦)志願先 高等学校長	各1	26	・願書及び自己報告書はそれぞれの高等学校に請求する。 ・各高等学校は、受検票を1月17日(月)以降において、契印のうえ交付する。
スポーツ推進指定校推薦入学(スポーツ特別推薦)各種調査報告書の提出	第2号	個人調査報告書		中学校長		同上	1	中学校長推薦書はそれぞれの高等学校に請求する。			
1月25日(火)	合格内定通知	第4号	合格内定通知書	推薦入学の入学者選抜の合格内定者に通知する。		それぞれの高等学校長から中学校長を通じて本人に通知する。	当該中学校長	1			用紙は様式を複製し、使用する。
1月17日(月) 1月26日(水) 17時まで	学区外(地域外)公立高等学校入学志願者の取扱い	第5号	学区外(地域外)公立高等学校入学志願許可願	学区外・地域外からの志願者が学区内・地域内扱いの適用を受けるために使用する。	学区外・地域外志願者は、中学校長を経由して、左の許可願を提出する。		・第1志望 高等学校長 ・第2志望校が学区外の場合は写して可	1	1		用紙は様式を複製し、使用する。
1月27日(木) 2月4日(金) 12時まで ただし、郵送の場合は、2月2日(水)の消印まで有効。	県外からの入学志願者の取扱い	第6号	県外公立高等学校入学志願許可書	県外からの志願者が学区内扱いの適用を受けるために使用する。	県外志願者は、中学校長を経由して、居住地の都道府県教育長から、左の許可書の交付を受け、志願先高等学校長へ提出する。		・第1志望 高等学校長 ・第2志望校へは写して可	1	1	15	用紙は様式を複製し、使用する。
	帰国生徒等の取扱い	第15号	海外在住状況説明書	海外帰国生徒等が学力検査の実施などについて、弾力的な取扱いを受けるために使用する。	中学校長又は出身中学校長を経由して、左の説明書を提出する。		・第1志望 高等学校長 ・第2志望校へは写して可	1	1	17	用紙は様式を複製し、使用する。
	入学願書(第1志望) (第2志望) 出願受付	第1号	入学願書(第1志望)	それぞれの高等学校所定の入学願書を使用すること。この場合、入学願書に添付されている受検票の該当欄も記入すること。	志願者(保護者)は中学校長を経由して提出する。	左について受付し、収入証紙の消印をする。	第1志望 高等学校長	1	14	14	・願書は第1志望高等学校に請求する。 ・各高等学校は、受検票を2月21日(月)以降において、契印のうえ交付する。
		第1号	入学願書(第2志望)	前述の入学願書欄を参照すること。なお、第1及び第2志望校欄は朱書すること。入学検定料8000円分の収入証紙をはりつけること。	志願者(保護者)は中学校長を経由して提出する。	左について受付し、収入証紙の消印をする。	第2志望 高等学校長	1	14	14	願書は第2志望高等学校に請求する。
		第7号	公立高等学校入学者選抜学力検査受検者名簿	中学校は高等学校別に作成し、第1志望校へ3部提出する。(隠岐郡に係る検査場の特別措置を希望する場合は、4部提出する。)	中学校長 推薦入学等合格内定者を記入する必要はない。		第1志望 高等学校長	3	(4)		用紙は様式を複製し、使用する。
第8号	公立高等学校第2志望出願者一覧表	中学校は高等学校別に作成し、第2志望校へ2部提出する。	中学校長		第2志望 高等学校長	2			用紙は様式を複製し、使用する。		
2月4日(金) 15時まで	入学志願者数の報告			報告内容は別に示す。		入学志願者数を学科ごとに電話等で報告する。	高校教育課長				
1月27日(木) 2月10日(木)	各種調査報告書の提出	第2号	個人調査報告書	第1志望校と第2志望校へ提出する。	中学校長		志願先 高等学校長	1	4		用紙は、様式をA4判で複製し、使用する。
		第9号	中学校卒業見込(卒業)者成績一覧表	卒業見込(卒業)者全員について、必要な事項を記入する。	中学校長		・第1志望 高等学校長 ・高校教育課長	各1	9		用紙は様式を複製し、使用する。
		第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表	卒業見込者全員について、評定別の人数を記入する。ただし、特殊学級の生徒は除くこととする。	中学校長		・第1志望 高等学校長 ・高校教育課長	各1			用紙は様式を複製し、使用する。

期 日	項 目	提出書類			作成者		提出先	部数	参照頁	備 考	
		様式	名 称	内 容	中 学 校	高 等 学 校					
2月7日(月) 2月16日(水) 12時まで	県外居住者等 特別志願許可の取扱い	第10号	公立高等学校特別入学志願許可書	県外からの志願者が、保護者の転勤等による転住によって、出願期限を過ぎて出願する場合、又は、県内志願者の保護者の転勤等による転住にともなう志願変更の場合、これを使用して学区内扱いの許可を得る。	志願者(保護者)は中学校長を経由して、入学願書、公立高等学校特別入学志願許可書を提出する。		・第1志望 高等学校長 ・第2志望校へは 写しで可	各1	15	用紙は様式を複製し、使用する。	
2月17日(木) まで	入学志願者数の報告	第11号	公立高等学校入学志願者状況調査票	各学科の入学志願者数について、第1志望及び第2志望別に、学区内・学区外・県外ごとに集計する。		入学志願者数の最終結果を報告する。	高校教育課長	1		用紙は様式を複製し、使用する。	
2月18日(金) まで	隠岐郡に係る検査場についての特別措置					検査場について特別措置を希望する者の受検者名簿3部と該当者の受検票(いずれも受検番号を付したものを)を送付する。	特別措置依頼先高等学校長	3	16	受検番号は1000番台を付す。 検査場名を必ず記入すること。	
2月21日(月) 2月25日(金)	受検票、学力検査受検者名簿、第2志望出願者一覧表の送付	第1号 第7号 第8号				受検票、学力検査受検者名簿(検査場名及び受検番号を付したものを)及び第2志望出願者一覧表(受検番号を付したものを)、1部中学校へ返送する。 学力検査受検者名簿を1部高校教育課へ送付する。	中学校長 高校教育課長	1 1		学力検査受検者名簿の1部は、高等学校において1か年保存する。	
2月25日(金)まで	受検票、学力検査受検者名簿(隠岐郡に係る検査場についての特別措置)の送付					特別措置を依頼された高等学校長は、特別措置希望者の受検票及び学力検査受検者名簿を中学校へ送付する。 特別措置を依頼された高等学校長は、特別措置希望者の学力検査受検者名簿を1部高校教育課へ送付する。	中学校長 高校教育課長	1 1	16		
(別途通知)	学力検査問題の受領					学力検査問題受領					
3月3日(木)まで その後は、判明後すみやかに	受検辞退届の提出 志願辞退届の提出	第16号 第17号 第18号 第19号	公立高等学校学力検査の受検辞退届 公立高等学校第2志望校の志願辞退届	出願後に、受検を辞退する場合に提出する。 出願後に、第2志望校のみの志願を辞退する場合に提出する。	受検辞退者が判明した場合には、その理由を付して届け出る。 志願辞退者が判明した場合には、その理由を付して届け出る。		第1志望 高等学校長 第2志望 高等学校長 第2志望 高等学校長 第1志望 高等学校長	1 1 1 1	15	用紙は様式を複製し、使用する。	
3月8日(火)	学力検査の実施		時 程 8:30~8:50 教 科 8:50~9:15 受 付 9:20~10:10 諸注意・入場 10:30~11:20 国 語 11:40~12:30 数 学 13:20~14:10 社 会 14:30~15:20 英 語 理 科		当日受検できない生徒が生じた場合には、直ちに検査場である高等学校へその理由を付して届け出る。 (様式第16号、17号、緊急の場合は口頭又は電話)		第1志望 高等学校長 第2志望 高等学校長	1 1	16		
3月17日(木) 13時まで	合格者名原簿等の送付	第12号	公立高等学校合格者名原簿 公立高等学校入学者選抜状況報告書	本・分校別、課程・学科別に作成する。 報告内容は別に示す。		10時00分までに欠席者数を電話で報告する。	高等学校長 高校教育課長	1 1			
3月18日(金) 10時	合格者の発表						・合格者(受検番号のみ)を学校に公示する。 ・合格通知を発送する。			中学校長	入学の意思表示は当該高等学校長の定める日時までとする。
3月23日(水) まで	選抜原簿、の提出 統計処理	第13号 第11号 第14号	公立高等学校入学者選抜原簿、 公立高等学校合格者状況調査票 公立高等学校入学者選抜学力検査得点状況調査票	個人調査報告書及び学力検査等の資料に基づいて作成する。提出用の原簿は、選抜の際に作成したものに合否を付し、表紙に学校名と枚数を明記する。 各学科の合格者数について、第1志望及び第2志望別に、学区内・学区外・県外ごとに集計する。 全受検生について、本・分校別、課程・学科別に作成する。			高等学校長 高等学校長 高等学校長	1 1 1	19	高等学校において5か年保存する。 用紙は様式を複製し、使用する。	
3月22日(火) 3月24日(木) 15時まで ただし、郵送の場合は、 3月23日(水)の消印まで有効。	定時制課程第2次募集 出願受付	第2号	入学願書 個人調査報告書	それぞれの高等学校所定の入学願書を使用すること。					1	29	用紙は、様式をA4判で複製し、使用する。
3月28日(月)	定時制課程第2次募集 作文及び面接等										
3月31日(木) 10時	定時制課程第2次募集 合格者の発表						・合格者(受検番号のみ)を学校に公示する。 ・合格通知を発送する。			中学校長	入学の意思表示は当該高等学校長の定める日時までとする。

# 推薦入学

## 1. 実施する学校・学科

県立安来高等学校	普通科
県立情報科学高等学校	全学科
県立松江工業高等学校（全日制）	全学科
県立松江商業高等学校	全学科
県立松江農林高等学校	全学科
県立大東高等学校	普通科
県立横田高等学校	普通科
県立平田高等学校	普通科
県立出雲工業高等学校	全学科
県立出雲商業高等学校	全学科
県立出雲農林高等学校	全学科
県立大社高等学校	全学科
県立邇摩高等学校	総合学科
県立川本高等学校	普通科
県立矢上高等学校	産業技術科
県立江津高等学校	全学科
県立江津工業高等学校	全学科
県立浜田商業高等学校	全学科
県立浜田水産高等学校	全学科
県立益田高等学校	理数科
県立益田工業高等学校	全学科
県立益田産業高等学校	全学科
県立隠岐高等学校	全学科
県立隠岐島前高等学校	普通科
県立隠岐水産高等学校	全学科
松江市立女子高等学校	国際文化観光科

## 2. 募集人員

当該学科の入学定員の50%程度までで各学校が定め、各学校の募集要項に明記する。ただし、50%程度を超えて実施する場合には、当該高等学校長は県教育委員会または松江市教育委員会とあらかじめ協議することとする。

## 3. 出願願

### (1) 出願資格

平成17年3月中学校を卒業する見込みの者のうち、次の各事項に該当し、中学校長が推薦する

者とする。なお、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動等の項目があれば各学校が定め、各学校の募集要項に明記する。

ア．当該学科を志望する動機や理由が、明確で適切であること。

イ．当該学科に適性、興味及び関心を有すること。

ウ．合格した場合、入学の意思が確実であること。

## (2) 出 願 期 間

平成 17 年 1 月 11 日（火）から 1 月 14 日（金）12 時まで。

## (3) 出 願 手 続

### ア．入学願書等の提出

推薦入学志願者は、次に掲げるものを、卒業見込みの中学校の校長を経由して、所定の出願期間中に志願先の高等学校長に提出しなければならない。

#### (ア) 入学願書（様式第 1 号により、志願先の高等学校で作成されたもの）

ただし、入学願書の提出は 1 人 1 校 1 学科に限るので、第 1 志望以外の学科及び第 2 志望校の欄は記入しない。

#### (イ) 受検料 2,200 円（県立高等学校については、島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立女子高等学校については、別途指示に従うこと。）

#### (ウ) 調査票（志願先の高等学校で作成されたもの）

#### (エ) 学区外（地域外）公立高等学校入学志願許可願（様式第 5 号）

（学区外あるいは地域外の高等学校に推薦入学を志願する者で、正当と認められる特別な理由がある場合）

イ．中学校長は、入学願書等に次の書類を添付し、所定の出願期間中に志願先の高等学校長に提出しなければならない。

#### (ア) 中学校長推薦書（志願先の高等学校で作成されたもの）

#### (イ) 個人調査報告書（様式第 2 号）

#### (ウ) 平成 16 年度 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第 3 号）

## 4．面接・作文・実技検査

(1) 推薦入学においては、面接を実施する。また、作文・実技検査などを実施することがある。

(2) 面接等の日時及び場所は、当該高等学校が指定する。

## 5．選 抜

選抜は、個人調査報告書等の書類及び面接の結果を、作文・実技検査などを実施した場合にはその結果も資料として、当該高等学校長が行う。

## 6．合格通知

平成 17 年 1 月 25 日（火）当該高等学校長から中学校長を通じて本人に合格内定通知書（様式第 4 号）により通知する。ただし、合格発表は、平成 17 年 3 月 18 日（金）10 時とする。

## 7．そ の 他



- (1) 推薦入学による合格内定者は、一般選抜について出願することはできない。
- (2) 推薦入学による不合格者は、改めて推薦入学受検校を含め、公立高等学校に出願することができる。その場合、一般選抜出願先の高等学校の入学願書を推薦入学受検校へ提示し、収入証紙欄外に受検料の収入済みの収納印を受け、入学検定料 800 円のみを納付する。(県立高等学校については、島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立女子高等学校については、別途指示に従うこと。)

## 一 般 選 抜

### 1 . 募 集 定 員

入学定員から各高等学校の各学科の推薦入学・中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜等の合格内定者数を引いた数を一般選抜の募集定員とする。

### 2 . 出 願

#### (1) 入学願書等の提出

##### ア . 第 1 志望の出願

入学志願者は、次に掲げるものを、卒業又は卒業見込みの中学校（以下「出身中学校」という。）の校長を経由して、所定の期間中に志願先の高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書（様式第 1 号により、志願先の高等学校で作成されたもの）

(イ) 受検料（学力検査料 1,400 円及び入学検定料 800 円、合計 2,200 円を、県立高等学校については、島根県収入証紙で入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立女子高等学校については、別途指示に従うこと。)

(ウ) 入学願書の第 2 志望校欄の記載に当たっては、第 2 志望校へ出願する者は第 2 志望校名及び学科名を、第 2 志望校へ出願しない場合は斜線を、それぞれ朱書すること。

##### イ . 第 2 志望の出願

第 2 志望校へ出願する者は、アの第 1 志望校への出願手続に準じて、所定の期間中に入学願書を当該高等学校長へ提出する。この場合、第 1、第 2 志望校欄（学科名を含む）は朱書すること。

なお、受検料については、入学検定料 800 円のみを納付すること。(県立高等学校については、島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立女子高等学校については、別途指示に従うこと。)

##### ウ . そ の 他

(ア) いったん受理した入学願書、添付書類、受検料は返還しない。

(イ) 検査場について、特別措置を願い出る者（3.(4)のア～ウに該当する者）は、入学願書（様式第 1 号）下欄の受検票の検査場名（印）欄に最寄りの検査場名を朱書すること。

#### (2) 出 願 期 間

志願者は、必要な書類を作成し、下記の期間内に提出しなければならない。

##### ア . 学区外（地域外）公立高等学校入学志願許可願

平成 17 年 1 月 17 日（月）から 1 月 26 日（水）17 時まで。

ただし、持参の場合、1 月 22 日（土）、1 月 23 日（日）は受け付けない。

#### イ．第 1 志望の出願及び第 2 志望の出願

平成 17 年 1 月 27 日（木）から 2 月 4 日（金）12 時まで。

ただし、郵送の場合、2 月 2 日（水）の消印まで有効。

また、持参の場合、1 月 29 日（土）、1 月 30 日（日）は受け付けない。

#### (3) 県外居住者の出願

保護者が県外に居住する本県公立高等学校入学志願者は、前述の出願手続きのほかに、居住地の都道府県教育委員会で証明をうけた県外公立高等学校入学志願許可書（様式第 6 号）を入学願書に添付して、第 1 志望先の高等学校長に提出する。この手続を経て、当該高等学校長の許可を受けた場合に限り入学願書は受理され、学区内志願者としての扱いを受ける。

ただし、身元引受人による県外居住者の出願にあつては、身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて、 の出願の制限に従うとともに、 の 3 に従うものとする。また、県外公立高等学校入学志願許可書（様式第 6 号）に身元引受人の承諾証明書（様式自由）及び受検者と身元引受人との関係を示す民生児童委員等の証明（様式自由）、身元引受人の住民票を添付する。

この手続を経て、当該高等学校長が身元引受人として認め、許可を受けた場合に限り入学願書は受理され、学区内志願者としての取扱いを受ける。

なお、県外居住者の出願についての提出書類及び期間等は、 の出願及び選抜に関する手続一覧表に示すところによる。

#### (4) 特別入学志願許可の取扱い

ア．県外居住者で、保護者の転勤等による転住によって、本県の公立高等学校へ出願期限を過ぎて出願するときは、県立高等学校にあつては県教育委員会（高校教育課）に、松江市立女子高等学校にあつては松江市教育委員会（学校教育課）に願い出、公立高等学校特別入学志願許可書（様式第 10 号）によって許可を受けた者に限り出願することができ、学区内志願者としての扱いを受ける。その場合には公立高等学校特別入学志願許可書を入学願書に添付しなければならない。

イ．県内居住者で、出願期間を過ぎてからの保護者の転勤等による転住にともない志願変更を希望する場合は、上記アの手続によるものとする。

#### (5) 自己申告書の提出

ア．入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が 30 日以上ある場合や、すでに中学校を卒業している場合に、自己申告書（様式第 21 号）を提出することができる。

自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれ直筆で記入すること。

イ．自己申告書の提出を希望する入学志願者は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校の校長を経由して、所定の期間中に志願先の高等学校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校及び学科名、中学校名、本人氏名を記入すること。

#### (6) 辞 退 届 の 提 出

出願した後、志願者が何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合は、出身中学校長はすみやかに志願先の高等学校長に辞退届（様式第 16 号・17 号・18 号・19 号）を提出すること。

### 3. 学 力 検 査

#### (1) 問 題 の 作 成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

(2) 出題の方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、しかも、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の方針により出題する。

- ア . 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題内容と程度を定める。
- イ . 単に知識量を問うのみでなく、思考力、判断力、表現力、分析力等を問うことのできる問題を作成する。

(3) 実施期日及び教科とその配点

実施期日は、平成 17 年 3 月 8 日（火）の 1 日とし、各検査場とも下記の教科を 1 教科 50 分として、一斉に実施する。

配点は、各教科とも 100 点満点とする。

3 月 8 日(火)	受 付	諸注意・入場	国 語	数 学
	8:30 ~ 8:50	8:50 ~ 9:15	9:20 ~ 10:10	10:30 ~ 11:20
	社 会	昼 食	英 語	理 科
	11:40 ~ 12:30		13:20 ~ 14:10	14:30 ~ 15:20

(4) 検 査 場

検査場は、島根県公立高等学校とし、検査場の管理は、各高等学校に設けられる学力検査実施委員会（以下「実施委員会」という。）が担当する。

受検者は、第 1 志望先高等学校検査場で受検する。ただし、隠岐郡の場合に限り、次の特別措置を講ずる。

- ア . 隠岐郡から隠岐郡以外に所在する高等学校を志願する場合は、体育科を志願する者を除いて、隠岐郡内の最寄りの検査場で受検することができる。
- イ . 隠岐郡以外から隠岐郡に所在する高等学校を志願する場合は、隠岐郡以外の最寄りの検査場で受検することができる。
- ウ . 島前から島後に所在する高等学校を志願する場合、並びに島後から隠岐島前高等学校を志願する場合は、各々の最寄りの検査場で受検することができる。

(5) 学力検査実施上の留意事項

ア . 学力検査は、下記により行うものとする。

- (ア) 実施委員会に委員長をおき、当高等該学校長が委員長（以下「実施委員長」という。）となる。
- (イ) 実施委員長は、県教育庁高校教育課長と十分連絡のうえ、学力検査の実施管理に当たる。
- (ウ) 実施委員会には、実施委員長のほかに採点委員、検査場監督委員及びその他必要な係員をおく。
- (エ) 実施委員長は、当該高等学校の教員から適任者を選び採点委員を決定する。
- (オ) 検査場監督委員及びその他必要な係員の員数については、検査が公正円滑に施行されるよう実施委員長において決定する。

- (カ) 答案の処理は次のようにする。検査場監督委員は、各室受検番号順に答案を整理し、表紙（様式は実施委員長で定める。）を付し、それに所定の事項を記入して記名押印する。
- (キ) 隠岐郡に関する特別措置により、検査場の依頼を受けた高等学校長は、検査終了後その答案を第1志望校の校長にすみやかに送付する（書留）等の措置を講ずる。
- (ク) 採点は次のようにする。
- ・採点委員は、実施委員長の指示に従い、県教育委員会及び松江市教育委員会の定めた採点基準に基づき正確に採点を行うものとする。
  - ・隠岐郡に関する特別措置を受けた受検者の答案は、原則として第1志望校において採点する。
  - ・第2志望校への採点結果の通知については、相互に連絡して処理する。
- イ．追検査は、原則として行わない。
- ウ．そ の 他
- (ア) 学力検査問題の受領から実施までの間に、その漏えいのおそれがある事態の発生を認めたときは、実施委員長は、直ちに県教育委員会教育長に報告する。
- (イ) 学力検査の答案は、高等学校において1か年保存し、その後においては、校長が適宜処理する。

#### 4．帰国生徒等の取扱い

高等学校入学志願者のうち、海外からの帰国生徒等については、海外経験等を十分考慮し、その適切な受け入れを図ることを目的として特別措置を講ずる。

##### (1) 出 願 資 格

の1に定める応募資格をもつ者で、次のア及びイに該当する者。

- ア．原則として、外国における在住期間が継続して2年以上で、帰国後2年以内又は帰国予定の者。
- イ．保護者が本県内に居住している者又は入学時まで居住見込みの者。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に居住している保護者と同等の責任を負いうる身元引受人のある者。

##### (2) 出 願 手 続

- ア．県内中学校に在籍する前記(1)の該当者が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書（様式第15号）を添えて、県内中学生と同様の手続で行うものとする。
- イ．外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が県内の公立高等学校へ出願する場合は、2．の出願の手続に準じて行うものとし、提出書類等は次のとおりとする。

(ア) 入学願書（様式第1号により、志願先の高等学校で作成されたもの）

(イ) 海外在住状況説明書（様式第15号）

なお、学力検査の検査教科の一部を減らすことを希望する場合には、その理由等を備考欄に記入する。

保護者が引き続き海外に居住する場合は、備考欄に「理由」を記入し、身元引受人の承諾証明書（様式自由）及び受検者と身元引受人との関係を示す民生児童委員等の証明（様式自由）身元引受人の住民票を添付すること。

(ウ) 個人調査報告書（様式第2号）又は成績証明書

(I) 健康診断書（成績証明書の提出者に限る）

(3) 入学者数

入学定員の枠内において入学を認めることを原則とする。ただし、事情によっては、当該高等学校長は、県立高等学校にあっては県教育委員会と、松江市立女子高等学校にあっては松江市教育委員会と協議の上、入学定員枠外での選抜を行うことができる。

(4) 学力検査

ア．検査教科については、当該高等学校長と県教育委員会又は松江市教育委員会と協議の上、検査教科の一部を減じることができる。

イ．検査教科の一部を減じた場合、当該高等学校長は作文を検査に加えることができる。

ウ．学力検査の受検時間については、当該高等学校長と県教育委員会又は松江市教育委員会と協議の上、延長することができる。

(5) 面接

当該高等学校長は、必要がある場合は、面接を行うことができる。

(6) 選抜

学力検査の検査教科を減じた場合については、5．(1)のキの個人調査報告書等において資料の整わない者としての取扱いを行い、選抜する。

(7) その他

ア．中学校長は、帰国生徒等に該当する志願者がいる場合、事前に志願先高等学校長に連絡するものとする。

イ．当該高等学校長は、帰国生徒等の取扱いについて、必要に応じて県教育委員会又は松江市教育委員会と協議するものとする。

## 5．選抜要領

高等学校長は、入学志願者については、中学校長から提出された個人調査報告書、学力検査成績、自己申告書等に基づいて、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

(1) 選抜の基本的事項

ア．選抜に当たっては、各高等学校の求める生徒像及び選抜において重視する点を踏まえ、入学定員の70％（受検者が入学定員に満たない場合は受検者の70％）を基準として、第1志望者の中から優先的に選抜し、残りについては、第1志望者、第2志望者の区別なく選抜する。

なお、各高等学校は、求める生徒像及び選抜において重視する点を募集要項に明記しなければならない。

イ．(2)のウの(ア)で第1志望校において合格を決定した者については、第2志望校の選抜においては除外する。

ウ．第2志望者の合格は、第1志望校の校長と第2志望校の校長が事前に協議して決定する。

エ．各高等学校は、学校・学科の特色に応じた学力をみるために、学力検査の特定の教科の得点を重くみる傾斜配点を導入することができる。この場合、その教科の得点の倍率は2倍を限度とし、個人調査報告書と学力検査の比率は変えることはできない。

なお、傾斜配点を実施する場合には、各高等学校の募集要項に明記しなければならない。

オ．面接及び実技検査の実施を必要とする場合には、高等学校長は県教育委員会又は松江市教育委員会の承認を受けて実施し、その結果を選抜の資料とすることができる。また、個人調査報告書と学力検査の a 欄から d 欄の評定を合計した e 総点にその結果を 10 点を限度として加えて選抜の資料とすることができる。

なお、面接を実施する場合には、各高等学校の募集要項に面接の評価の観点を、また面接等の結果を選抜においての評点として利用する場合にはその評点を明記しなければならない。

カ．個人調査報告書の「欠席の記録」については、これをもって直接の合否判定の資料とはしない。

キ．個人調査報告書等において資料の整わない者及び過年度の卒業生については、評点を補うなど選抜において十分配慮し、検討を加える。

ク．高等学校長は、必要がある場合、個人調査報告書の記載事項について最終在籍学校長から、さらに詳細な報告を求めることができる。

ケ．合格者の発表は、平成 17 年 3 月 18 日（金）10 時とする。

コ．合格者が当該高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、当該高等学校長は、合格を取り消すことがある。

## (2) 選抜の具体的方法

ア．各高等学校は、中学校から提出された個人調査報告書、中学校卒業見込（卒業）者成績一覧表等の諸資料、学力検査の成績及び面接、実技検査等の成績をもとに、課程又は学科ごとに、第 1 志望者についての公立高等学校入学者選抜原簿（様式第 13 号）(2)のウの(イ)の該当者についての公立高等学校入学者選抜原簿（様式第 13 号）を次の記入要領によって作成する。

### 記入要領

(ア) 整理番号の記入は各高等学校自由とするが、受検番号は必ず記入する。

(イ) a 欄の素点は、個人調査報告書の学習の記録の合計欄の総計に、第 3 学年の合計を加えたものを記入する。

(ウ) b 欄の素点は、「選択教科の記録」の評点を A は 3、B は 2、C は 1 として合計したものを記入する。

(エ) c 欄の素点は、「特別活動の記録」の評点を A は 3、B は 2 として 3 項目を合計したものを記入する。

(オ) d 欄の素点は、学力検査実施教科の素点及び素点の計を記入する。「傾斜計」欄には傾斜配点を行った場合の計を記入する。

(カ) 個人調査報告書と学力検査の比率については、各高等学校が学科ごとに 80:20、70:30、60:40、50:50 及び 40:60 の中から選択し決定する。平成 17 年度島根県公立高等学校入学者選抜においては別表（58 ページ）のとおりである。

- 1) 個人調査報告書と学力検査の比率が 60 : 40 の場合、a、b、c、d 欄の評点及び e 欄の総点は次の表に示す方法により算出し記入する。

名 称	算 出 方 法	素 点	評 点
a 学 習 の 記 録	素点 × 0.25 (小数点以下切り上げ)	180	45
b 選 択 教 科 の 記 録	素点をそのまま	6	6
c 特 別 活 動 の 記 録	素点をそのまま	9	9
d 学 力 検 査	素点 × 0.08 (小数点以下切り上げ)	500	40
e 総 点	a、b、c、d の評点を合計したものを総点とする。		100

- 2) 個人調査報告書と学力検査の比率が 80 : 20 の場合、(カ)の 1) の a、b、c の評点の合計に 8/6 を乗じて (小数点以下を切り捨て) 換算するものとする。学力検査の評点については、素点 × 0.04 (小数点以下切り上げ) で換算する。なお、傾斜配点を行った場合も評点は 20 とする。
- 3) 個人調査報告書と学力検査の比率が 70 : 30 の場合、(カ)の 1) の a、b、c の評点の合計に 7/6 を乗じて (小数点以下を切り捨て) 換算するものとする。学力検査の評点については、素点 × 0.06 (小数点以下切り上げ) で換算する。なお、傾斜配点を行った場合も評点は 30 とする。
- 4) 個人調査報告書と学力検査の比率が 50 : 50 の場合、(カ)の 1) の a、b、c の評点の合計に 5/6 を乗じて (小数点以下を切り捨て) 換算するものとする。学力検査の評点については、素点 × 0.1 (小数点以下切り上げ) で換算する。なお、傾斜配点を行った場合も評点は 50 とする。
- 5) 個人調査報告書と学力検査の比率が 40 : 60 の場合、(カ)の 1) の a、b、c の評点の合計に 4/6 を乗じて (小数点以下を切り捨て) 換算するものとする。学力検査の評点については、素点 × 0.12 (小数点以下切り上げ) で換算する。なお、傾斜配点を行った場合も評点は 60 とする。
- (キ) f 欄には 10 点を限度として面接及び実技検査を実施した場合の評点を記入する。
- (ク) g 欄には面接及び実技検査を実施した場合、e 欄の総点と f 欄の評点との合計を記入する。
- (ケ) h 欄には個人調査報告書、その他の諸資料から、選抜の具体的資料となるものを特記する。
- (コ) i 欄には他校並びに校内の志望状況がわかるように記入する。
- (カ) 選抜原簿 の氏名の記入順序は、e 欄の総点の高い順又は面接及び実技検査を実施した場合には g 欄の総合点の高い順に、同点の場合は a 欄の素点の高い順に、さらに同点の場合は d 欄の素点の高い順に記入する。
- 選抜原簿 の氏名の記入順序は、e 欄の総点の高い順又は、第 2 志望者にも面接及び実技検査をした場合には g 欄の総合点の高い順に、同点の場合は a 欄の素点の高い順に、さらに同点の場合は d 欄の素点の高い順に記入する。
- (シ) 可否の欄には、合格の場合は 、不合格の場合は × と記入する。

イ．志願者を次の二つの群に大別する。

群 第1志望者のうち、次の(ア)～(カ)のいずれの事項にも該当しない者を 群とする。

- (ア) 学習の記録の評点が、上位者より数えて、入学定員の 70 % (受検者が入学定員に満たない場合は受検者の 70 %) に当たる者の評点未満の者
- (イ) 学力検査の評点が、上位者より数えて、入学定員の 70 % (受検者が入学定員に満たない場合は受検者の 70 %) に当たる者の評点未満の者
- (ウ) 個人調査報告書の各項目や学力検査の実施教科において、検討を要する者
- (エ) a～d 欄の相互間において、検討を要する者
- (オ) 面接及び実技検査において、検討を要する者
- (カ) 過年度卒業者について、検討を要する者

群 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の事項のいずれかに該当する者を 群とする。

- (ア) 第1志望者のうち、 群に入らなかった者
- (イ) 第2志望者のうち、第1志望で合格が留保になっている者及び不合格となっている者
- (ウ) 個人調査報告書等において資料の整わない者

記 載 例

(様式第13号)

秘 平成17年度 公立高等学校入学者選抜原簿( 、 )

整理番号	受検番号	氏名	在籍 又は 出身 中学校	個人調査報告書( )				d 学力検査( )							e 総 点
				a 学習の記録		b 選 択 教 科	c 特 別 活 動	素 点						評 点	
				素 点	評 点			国	社	数	理	英	計		
3	1	出雲 一郎	松江	176	44	6	8	70	84	75	88	73	390	32	90
8	17	隠岐 洋子	島前	162	41	3	9	63	70	52	65	65	315	26	79
21	111	石見林太郎	森	131	33	6	6	38	67	30	38	41	214	18	63



ウ. 群は、原則として全員合格とする。

群の選抜に当たっては、次の要領で行う。

(ア) 群が入学定員の 70 % に満たない場合は、第 1 志望者のうち原則として e 欄の総点又は面接及び実技検査を実施した場合は g 欄の総合点の上位者から必要な員数を選抜し、入学定員の 70 % (受検者が入学定員に満たない場合は受検者の 70 %) まで充足する。

(イ) 残りの者については選抜原簿 により、個人調査報告書、学力検査、面接及び実技検査の結果、自己申告書等を精密に検討し、関係校と調整しながら、原則として e 欄の総点の上位者から必要な員数を選抜する。なお、第 2 志望者にも面接及び実技検査を実施した場合は、原則として g 欄の総合点の上位者から必要な員数を選抜する。

(ウ) a ~ d 欄の相互間にかなりの不均衡がある者については精密な検討を加える。

(エ) 教育課程外の教育活動や受検教科以外の教科において、優れた実績や成績を有する者については、その実績や成績に配慮する。

(3) 特殊学級又は特殊教育諸学校の生徒の合否については、当該高等学校長が関係資料をもとにして、別途検討の上、決定する。

高等学校										No.
f 面接 実技 検査	g 総 合 点	群 別	h 事実と総合所見 諸活動の記録 総合的な学習の時間の記録 特記事項等	第一 志 望 校	結 果	i 志 望			第二 志 望 校	合 否
						本 校				
						第 一	第 二	第 三		
						A科	B科			
				M校		C科				
			生徒会会長			D科			N校	

6. 松江市内の県立高等学校全日制課程普通科の通学区指定に伴う出願についての特別措置

(1) 出願についての特別措置

松江市及び八束郡に保護者の居住地のある者が、理数科と普通科を、松江北高等学校、松江南高等学校及び松江東高等学校のいずれか2校にわたって出願するときは、同一校の第1志望学科、第2志望学科に準ずる取扱いをするものとする。

(2) 入学願書の提出

ア. 入学願書は第1志望学科の高等学校所定の様式で作成し、これの写しとともに に定められた所定の出願期間内に第1志望高等学校長に提出する。

イ. 入学願書の記載に当たっては、志望別高等学校名は第1志望学科の学校名を記入し、第2志望学科欄には括弧書きで、当該学校名を記入する。(記載例参照)

ウ. 第1志望学科の高等学校長は入学願書の写しを入学願書と照合のうえ、第2志望学科の高等学校長に送付する。

(記載例)

(注) 写しは左上に朱書で写と記入する。

ア. A校の理数科を第1志望学科とし、B校の普通科を第2志望学科とし、C校を第2志望校とした場合のもの

平成17年度 入学願書					受付番号	
島根県立 A 高等学校						
	志望別高等学校名	第1志望	第2志望	第3志望	学区	
第1志望校	A 高等学校	理数科	(B校) 普通科		内	
第2志望校	C 高等学校	P科	Q科		外	

イ. アの例で、C校に提出するもの

平成17年度 入学願書					受付番号	
島根県立 C 高等学校						
	志望別高等学校名	第1志望	第2志望	第3志望	学区	
第1志望校	A 高等学校	理数科	(B校) 普通科		内	
第2志望校	C 高等学校	P科	Q科		外	

(3) 学力検査の検査場

志願者は第1志望校第1志望学科の高等学校で受検する。

(4) 特別措置に伴う出願に関する中学校の手續

(1)に該当する志願者のある中学校長は、 に定める手続一覧表に従い、第1志望学科の高等学校長に關係書類を所定の期間内に提出するほか、次のア～エの写しと才を第2志望学科の高等学校長に提出する。

ア. 公立高等学校入学者選抜学力検査受検者名簿(様式第7号)

イ. 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)

ウ. 個人調査報告書(様式第2号)

エ. 中学校卒業見込(卒業)者成績一覧表(様式第9号)

オ. 公立高等学校第2志望出願者一覧表(様式第8号)

## 中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜実施要項（特別選抜）

平成 17 年度中高一貫教育（連携型）の入学者選抜については、この実施要項の定めるところによる。

### 1．出願資格

次の各号のいずれかに該当する者で、平成 17 年 3 月に卒業見込みの者とする。

- (1) 赤来町立赤来中学校又は頓原町立頓原中学校に在籍し、飯南高等学校を志願する者
- (2) 六日市町立吉賀中学校、六日市町立六日市中学校及び六日市町立蔵木中学校に在籍し、吉賀高等学校を志願する者
- (3) 美郷町立邑智中学校に在籍し、邑智高等学校を志願する者

### 2．募集人員

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

### 3．出願期間

平成 17 年 1 月 11 日(火)から 1 月 14 日(金) 12 時まで。

### 4．出願に当たっての提出書類

- (1) 入学願書（志願先の高等学校が作成したもの）及び受検料 2,200 円(島根県収入証紙を所定欄にはりつける)
- (2) 自己報告書（志願先の高等学校が作成したもの）
- (3) 原則として個人調査報告書の提出は不要とする。
- (4) その他 当該高等学校は志願者に課題レポートの提出を求めることができる。

### 5．面接等

中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜においては、学力検査は実施せず、面接を行う。

- (1) 面接日 当該高等学校が指定する日
- (2) 面接場所 出願先高等学校
- (3) その他 連携型中高一貫教育校の特色に応じて、作文を実施することができる。

### 6．選 抜

面接及び自己報告書により行う。また、提出された課題レポートや実施した作文を選抜の資料に加えることができる。

### 7．合格通知

平成 17 年 1 月 25 日（火）当該高等学校長から連携型中学校長を通じて本人に通知する。

なお、合格発表は、平成 17 年 3 月 18 日（金）10 時とする。

## 8 . その他

- (1) 中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の合格者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (2) 合格とならなかった者は、特別選抜を受検した連携型高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。
- (3) 連携型中学校以外から飯南高等学校、吉賀高等学校及び邑智高等学校を志願する場合は、一般選抜の出願によって行う。
- (4) 一般選抜では、中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜で合格した者の数を入学定員から除いた数を募集する。
- (5) 一般選抜において連携型中学校から連携型高等学校以外を第1志望校として出願した者は、連携型高等学校を第2志望校として出願することができる。

# 島根県立高等学校スポーツ推進指定校推薦入学実施要項 (スポーツ特別推薦)

平成17年度島根県立高等学校スポーツ推進指定校推薦入学(以下「スポーツ特別推薦」という。)の実施については、この実施要項の定めるところによる。

## 1. 趣旨

体育系の部活動の活性化を図るとともに、優秀な選手を育成し競技力を向上させ、また県内におけるスポーツ活動を活性化して生涯スポーツの発展を図るため実施する。

## 2. 実施校

スポーツ特別推薦の実施校及び指定競技については、別表(58ページ)のとおりとする。  
なお、指定期間は平成17年度から原則として3年間とする。

## 3. 募集人員

1校において指定競技が1である場合は1校あたり4名以内とする。1校において指定競技が2以上の場合は1校あたり8名以内とするが、1競技で4名を超えてはならない。  
なお、同一校において同一の指定競技が男女それぞれにある場合はそれぞれ1競技とする。

## 4. 通学区域

全県とする。

## 5. 出願資格

平成17年3月県内中学校を卒業見込みの者で、スポーツの各種大会で実績を有する者または部活動等で優れた資質や能力を有する者で、中学校長が推薦する者とする。  
ただし、入学後も応募したスポーツの継続的な活動を希望する者とする。

## 6. 出願期間

平成17年1月11日(火)から1月14日(金)12時まで。

## 7. 出願に当たっての提出書類

- (1) 入学願書(志願先の高等学校が作成したもの)及び受検料2,200円(島根県収入証紙を所定欄にはりつける)
- (2) 中学校長推薦書(志願先の高等学校が作成したもの)
- (3) 個人調査報告書
- (4) 調査票(志願先の高等学校が作成したもの)

## 8. 面接等の日時及び場所

当該高等学校長が指定する。

9. 選抜方法

面接及び書類選考による。

10. 合格通知

平成 17 年 1 月 25 日（火）当該高等学校長から中学校長を通して本人に通知する。

なお、合格発表は、平成 17 年 3 月 18 日（金）10 時とする。

11. その他

(1) いったん受理した入学願書、添付書類、受検料は返還しない。

(2) 推薦入学とスポーツ特別推薦を同時に出願することはできない。

(3) スポーツ特別推薦による不合格者は、改めて公立高等学校に出願することができる。

(4) 出願先高等学校長は、必要に応じて、中学校長に対して賞状の写し等の補助資料を求めることができる。

X 島根県立高等学校通学区規程（抄）

昭和二十五年三月二十日  
島根県教育委員会規則第一号

第一条 この規則は、島根県立高等学校（以下「学校」という。）における教育の普及及びその機会均等を図るため、学校の通学区（以下「学区」という。）及び入学等について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 学校の全日制課程の学区は、別表第一から別表第九までのとおりとする。

2 学校の定時制課程の学区は、県内全域とする。

第三条 学校に入学しようとするものは、その保護者（本人を主として扶養するものをいう。以下同じ。）が住所を有する学区内所在の学校に入学しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、学区外の学校に入学することができる。

- 一 島根県教育委員会が定める人員の範囲内において、学区外の学校に入学する場合
- 二 正当と認められる特別な理由がある場合

第四条 前条第二項第二号の規定による学区外学校に入学しようとするときは、保護者より出身中学校長を経て、入学希望学校長に学区外学校入学許可願を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前条第二項第二号の規定により学区外の者を入学させたときは、当該学校長はその者の氏名、科別及び出身中学校名を島根県教育委員会にすみやかに届け出なければならない。

第五条 虚偽の出願により第三条の規定に違反して学区外学校に入学したものであるについては、学校長は、その入学を取り消すことができる。

別表第一 普通科の学区

高等学校	通学区
県立安来高等学校	安来市
県立松江北高等学校	松江市
県立松江南高等学校	仁多郡
県立松江東高等学校	飯石郡
県立大東高等学校	飯石郡
県立横田高等学校	飯石郡
県立三刀屋高等学校	飯石郡
県立飯南高等学校	飯石郡
県立平田高等学校	平田市
県立出雲高等学校	平田市
県立大社高等学校	平田市
県立隠岐高等学校	隠岐郡
県立隠岐島前高等学校	隠岐郡
県立大田高等学校	大田市
県立川本高等学校	大田市
県立智高高等学校	大田市
県立矢上高等学校	大田市
県立江津高等学校	江津市
県立浜田高等学校	浜田市
県立益田高等学校	益田市
県立吉賀高等学校	那賀郡
県立津和野高等学校	那賀郡

別表第二 農業に関する学科の学区

高等学校	通学区
県立松江農林高等学校	全県
県立出雲農林高等学校	全県
県立矢上高等学校	全県
県立益田産業高等学校	全県

別表第三 工業に関する学科の学区

高等学校	通学区
県立松江工業高等学校	安来市
県立松江工業高等学校	松江市
県立松江工業高等学校	雲南市
県立松江工業高等学校	平田市
県立松江工業高等学校	出雲市
県立松江工業高等学校	大田市
県立松江工業高等学校	江津市
県立松江工業高等学校	浜田市
県立松江工業高等学校	益田市
県立松江工業高等学校	那賀郡
県立松江工業高等学校	鹿足郡
県立松江工業高等学校	全県

別表第四 商業に関する学科の学区

高等学校	通学区
県立松江商業高等学校商業科	安来市
県立松江商業高等学校商業科	松江市
県立松江商業高等学校商業科	雲南市
県立松江商業高等学校商業科	平田市
県立松江商業高等学校商業科	出雲市
県立松江商業高等学校商業科	大田市
県立松江商業高等学校商業科	江津市
県立松江商業高等学校商業科	浜田市
県立松江商業高等学校商業科	益田市
県立松江商業高等学校商業科	那賀郡
県立松江商業高等学校商業科	鹿足郡
県立松江商業高等学校商業科	全県

別表第五 水産に関する学科（専攻科を含む。）の学区

高等学校	通学区
県立松江商業高等学校水産科	全県
県立松江商業高等学校水産科	全県

別表第六 理数科の学区

高等学校	通学区
県立松江北高等学校	安来市
県立松江北高等学校	松江市
県立松江北高等学校	雲南市
県立松江北高等学校	平田市
県立松江北高等学校	出雲市
県立松江北高等学校	大田市
県立松江北高等学校	江津市
県立松江北高等学校	浜田市
県立松江北高等学校	益田市
県立松江北高等学校	那賀郡
県立松江北高等学校	鹿足郡
県立松江北高等学校	全県

別表第七 体育科の学区

高等学校	通学区
県立大社高等学校	全県
県立大社高等学校	全県

別表第八 総合学科の学区

高等学校	通学区
県立松江農林高等学校	全県
県立松江農林高等学校	全県
県立松江農林高等学校	全県
県立松江農林高等学校	全県
県立松江農林高等学校	全県

別表第九 外国語に関する学科の学区

高等学校	通学区
県立江津高等学校	全県
県立江津高等学校	全県

X 松江市立女子高等学校の通学区に関する規則

平成十二年三月三十一日

松江市教育委員会規則第五号

第一条 この規則は、松江市立女子高等学校（以下「高等学校」という。）における教育の普及及びその機会均等を図るため、通学区（以下「学区」という。）及び入学等について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 高等学校の学区は、島根県内全域とする。

第三条 高等学校に入学又は編入学若しくは転学しようとするものは、その保護者（本人を主として扶養するものをいう。）が住所を有する学区内所在の学校に入学しなければならない。

## 島根県立高等学校定時制課程第2次募集要項

県教育委員会は平成17年度入学者選抜合格発表後において、島根県立高等学校定時制課程に入学を希望する者について、欠員が生じたときは次により第2次募集を行う。

### 1. 出願資格

の1に定める応募資格を持つ者とする。ただし、平成17年度の公立高等学校入学者選抜に合格した者は除く。

### 2. 募集人員等

平成17年3月18日(金)の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で、欠員が生じた各定時制課程の学校・学科において、各学校・学科の欠員数を募集人員とする。

### 3. 出願期間

平成17年3月22日(火)から3月24日(木)15時まで。

ただし、郵送の場合、3月23日(水)の消印まで有効。

### 4. 出願に当たっての提出書類

- (1) 入学願書(志願先の高等学校が作成したもの)及び受検料2,200円(島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、平成17年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検した者は、入学願書を第1志望出願校へ提示し、収入証紙欄外に受検料の収入済みの収納印を受け、入学検定料800円分の島根県収入証紙を所定欄にはりつける。)
- (2) 出身中学校長からの個人調査報告書(学校教育法施行規則第63条該当者は免除)

### 5. 自己申告書の提出について

- (1) 入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校を卒業している場合に、自己申告書(様式第21号)を提出することができる。  
自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれ直筆で記入すること。
- (2) 自己申告書の提出を希望する入学志願者は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校の校長を経由して、所定の期間中に志願先の高等学校長へ提出しなければならない。  
なお、出身中学校の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校及び学科名、中学校名、本人氏名を記入すること。

### 6. 作文及び面接等

- (1) 実施期日 平成17年3月28日(月)
- (2) 実施場所 第2次募集を実施する各高等学校
- (3) 実施当日の日程及び作文・面接等の実施方法や内容については、当該高等学校長が定める。



7. 選 抜

個人調査報告書、作文及び面接結果等の資料に基づき、総合的に行う。

8. 合格発表

平成 17 年 3 月 31 日（木）10 時とする。

当該高等学校に合格者の受検番号を掲示する。併せて、当該高等学校長は出身中学校長を通じて本人に連絡する。

## 島根県立高等学校通信制課程の入学者選抜

島根県立松江北高等学校通信制課程の入学者選抜については、別にこれを定める。

## 口頭による開示請求

受検者は、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。

1. 口頭による開示請求を行うことができる個人情報

平成 17 年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点

2. 口頭による開示請求を行うことができる者

受検者本人のみ。法定代理人は認めない。

3. 口頭による開示請求を行うことができる期間

平成 17 年 4 月 1 日（金）から 4 月 30 日（土）まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

4. 開示を行う時間

原則として、午前 9 時から午後 5 時まで。

5. 開示請求できる場所

開示請求者が学力検査を受検した公立高等学校

なお、検査場の特別措置において受検をした者については、第 1 志望の公立高等学校

6. 本人の確認

受検票及び本人であることを写真によって証明する学生証等の書類の提示を必要とする。なお、学生証等がない場合は、口頭による開示請求のための写真票（様式第 22 号）に証明を受け、提示する。

7. 開示の方法

本人であることを確認した上で、直ちに開示する。（様式第 23 号）

開示する方法等は、別にこれを定める。

## 面接実施要領

### 1. 面接の趣旨

各学校・学科に対する関心や志望の動機、就学意欲等を把握するために面接を実施する。

### 2. 面接方法等

- (1) 各高等学校長は、面接の方式、時間等について県教育委員会又は松江市教育委員会と協議の上、実施方法等を定める。
- (2) 各高等学校長は、校長を委員長とした面接実行委員会を設置して、その意見を聞かなければならない。
- (3) その他、必要な事項については、実施高等学校長が定める。

### 3. 面接の評価の観点

- (1) 志望の動機
- (2) 高校生活への抱負
- (3) 将来の希望
- (4) その他、各高等学校が募集要項で定めること

### 4. 留意事項

- (1) 志願者が落ち着いて答えられるよう配慮する。
- (2) 面接委員は各面接会場において複数を配置する。
- (3) 面接委員は十分な意思統一を図り、面接が公平に行われるよう配慮する。
- (4) 志願者の適性や能力及び意欲などについて、生徒の長所を積極的に把握するよう配慮する。
- (5) 評価等については、複数の面接実行委員が客観的に評価を行うよう、各高等学校長がこれを定める。
- (6) 選抜においては、総合的な判定の資料とする。
- (7) 次の事項については質問しない。

ア．家庭状況及び生活環境など、本人の適性や能力に関係のない事項

イ．思想、信条及び容姿に関するものや、基本的人権を侵害する事項

様式各号（略）